

(介 119)

令和 2 年 9 月 4 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する
慰労金支給に係る協力の依頼について(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給につきまして、本年6月23日付(介70)文書にてご連絡を申し上げたところですが、これまでに、厚生労働省のコールセンター等に対し、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、事業所・施設が慰労金を申請してくれない
- ・事業所・施設が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない

という声が多数届いている状況とのことであります。

こうした状況に鑑み、慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々が確実に慰労金を受け取ることができるよう厚生労働省より協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について(令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分))
(令 2.8.26 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課)

事 務 連 絡
令和2年8月26日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の依頼について（令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、令和2年6月19日付老発0619第1号の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」により介護従事者の慰労金の対象者等をお示ししているところですが、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続して提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受けて働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしています。これまで、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、事業所・施設が慰労金を申請してくれない

- ・事業所・施設が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない

という声が多数届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、介護事業所・施設を通じた一括申請の方法としております。慰労金を受け取るには先ず、介護事業所・施設に申請書（及び慰労金受領の委任状）をとりまとめて頂く必要がありますので、貴会の会員で慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々が確実に慰労金を受け取ることができるよう、貴会におかれましては、各事業所・施設が、

- ・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと

- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うことが着実に行われるよう、介護事業所・施設への丁寧なお願いや周知を行うとともに、未申請の介護事業所・施設への確認や申請のお願いをするなどし、対象となる方々に慰労金が確実に届けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、都道府県向けにも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 2 6 日

各都道府県 民生主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金支給に係る協力の
依頼について（令和 2 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介
護分））

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上
げます。

標記につきましては、令和 2 年 6 月 19 日付老発 0619 第 1 号の「新型コロナ
ウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」により介護従事者の慰労
金の対象者等をお示ししているところですが、介護サービス事業所・施設に勤務
する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴い、継続し
て提供が必要なサービスであること等相当程度心身に負担がかかる中、強い使
命感を持って業務に従事していることに対して、派遣労働者や業務委託を受け
て働く従業員を含め、職種や雇用形態を問わず、慰労金を給付することとしてい
ますが、これまでに、当局のコールセンター等へのご意見において、

- ・職員が慰労金の申請を希望しているのに、事業所・施設が慰労金を申請して
くれない
- ・事業所・施設が派遣労働者や受託業務従事者の分を申請してくれない

という声が多数届いている状況です。

本事業は、慰労金を迅速に給付するための仕組みとして、介護事業所・施設を通じた一括申請の方法としておりますので、慰労金の要件に該当する職員や派遣労働者、業務受託者の従事者も、事業所・施設がとりまとめ申請することにより慰労金を受け取ることができます。

従って、事業者・施設において対象者をとりまとめるようご理解、ご協力を頂く事が極めて重要です。

このため、都道府県におかれましては、各事業所・施設が、

- ・職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の希望を踏まえて慰労金の申請を行うこと

- ・派遣会社、受託会社と連携・調整の上、とりまとめて申請を行うこと

について、引き続き管内の事業所・施設の丁寧な周知やコールセンター等での相談に丁寧に対応して頂き、必要に応じて提出状況を確認するなどし、対象となる職員や派遣労働者、業務受託者の従事者の方々に慰労金が確実に届けられるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、関係団体宛にも同様の趣旨で依頼文書を発出していますので、適宜連携の上、ご対応頂きますようあわせてお願いいたします。